証券コード　1451
2021年６月２日

株　主　各　位

兵庫県明石市花園町２番地の２
株　式　会　社　Ｋ　Ｈ　Ｃ
代表取締役社長　渡　辺　喜　夫

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご出席はお控えいただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面（郵送）又はインターネットにより2021年６月22日（火曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月23日（水曜日）午前10時
２．場　　所　兵庫県明石市松の内２丁目２番地
ホテルキャッスルプラザ　３階　寿の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第40期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第40期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
●株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.khc-ltd.co.jp/）に掲載させていただきます。
●次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.khc-ltd.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
①連結計算書類のうち「連結注記表」
②計算書類のうち「個別注記表」
なお、本提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後６時到着分まで



インターネットで議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

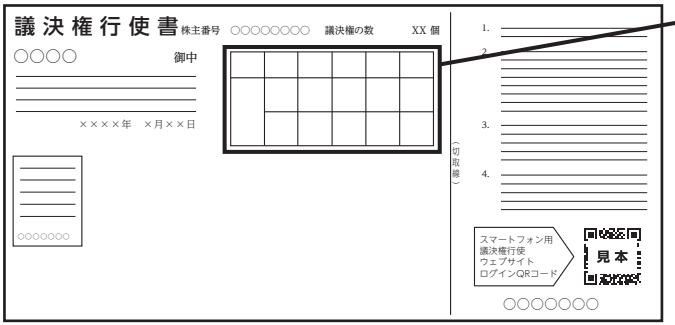

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・３・４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

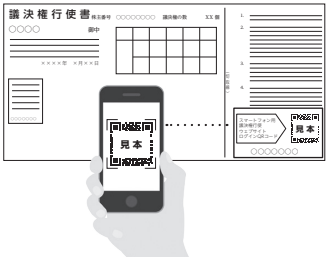

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

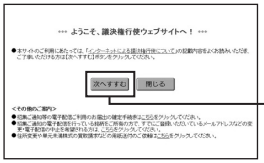

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

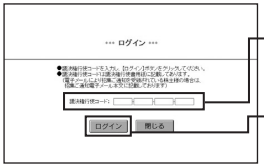

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国内外の経済活動の停滞により景気が急速に悪化いたしました。また、先行きにつきましても、政府の経済対策等により一部に持ち直しの動きはあるものの、企業収益の減少、雇用情勢の悪化など感染再拡大による景気の下振れリスクが懸念され、依然、不透明な状況のまま推移しております。

住宅市場におきましては、持家の着工戸数には持ち直しの動きが見られるものの、貸家は減少を続けており、分譲住宅も弱含みの動きとなるなど、新設住宅着工戸数の総数は前年比マイナスが続く低調な推移となっております。

このような事業環境のもと、当社グループは、連結子会社５社がそれぞれの特色を活かした独自のブランドを構築するマルチブランド戦略と成長戦略としてのエリア拡大及び顧客層の拡大により地域におけるマーケットを確立し、長期的に成長することを経営戦略として事業を展開しております。

当連結会計年度におきましては、前連結会計年度における新規受注の積み上げ不足による注文住宅販売の売上減少を補うため、注文住宅における工事のサイクル短縮に努める傍ら、豊富な土地在庫を生かした分譲住宅の販売強化に注力いたしました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、新規受注活動が大きく制約を受けたほか、着工遅延も発生するなど、当連結会計年度は厳しい経営環境下での事業活動を強いられるスタートとなりました。しかしながら、５月の緊急事態宣言解除後に停滞していた消費者の動きが活発化したことに加え、住宅ローン減税の特例措置が住宅取得を後押したことも追い風となって、受注環境が急速に改善したことを背景に、８月度・９月度の新規受注実績は前年同期に比べて大幅に増加いたしました。10月以降、反動減の影響はあったものの、当下半期における新規受注は概ね堅調な推移となり、前連結会計年度からの繰り越し分を含む受注済み工事の、早期着工及び工事進捗の厳格管理により、注文住宅における工事のサイクル短縮に努めることで、工事進行基準売上の増加

に注力いたしました。さらに、コロナ禍におけるステイホームの増加や在宅ワークの普及に伴い、手狭な住宅からの住み替え等の需要により建売住宅が注目を集める中、値下げ等の販売価格の見直しによる販売促進、ＶＲ（仮想現実）を活用した物件紹介やオープンハウスによる集客活動など積極的な販売活動に注力し、分譲住宅の販売強化に努めた結果、当連結会計年度における分譲住宅の引渡棟数は前年同期を大幅に上回る実績となりました。これら営業施策による第３四半期以降の好調な推移が主たる要因となって、当連結会計年度における業績は、2020年11月４日に公表いたしました通期連結業績予想を大幅に上回る実績となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は11,632百万円（前期比1.5％減）となり、営業利益は521百万円（同22.2％減）、経常利益は492百万円（同21.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は318百万円（同23.7％減）となりました。

なお、当社グループは住宅事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。売上種類別の概況は、以下のとおりです。

「住宅請負」につきましては、当連結会計年度における完成引渡棟数が271棟（前期は324棟）となり、売上高は6,482百万円（前期比9.0％減）、「分譲用土地」につきましては、当連結会計年度における引渡区画数が263区画（前期は250区画）となり、売上高は3,952百万円（前期比4.2％増）、「分譲用建物」につきましては、当連結会計年度における引渡棟数が63棟（前期は42棟）となり、売上高は1,077百万円（前期比44.2％増）、「その他」につきましては、仲介手数料の減少により売上高は119百万円（前期比16.1％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループは50百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、当社の本社ビルの空調設備工事及び不動産情報を管理しているシステムの更新費用であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として4,310百万円の調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 37 期 (2018年３月期)	第 38 期 (2019年３月期)	第 39 期 (2020年３月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売　上　高(千円)	－	13,364,552	11,805,988	11,632,122
経　常　利　益(千円)	－	737,291	623,840	492,463
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	484,811	418,195	318,991
１株当たり当期純利益（円）	－	130.53	106.67	81.04
総　資　産(千円)	－	13,775,076	14,462,292	14,781,815
純　資　産(千円)	－	5,310,685	5,508,342	5,705,449
１株当たり純資産額（円）	－	1,359.43	1,403.03	1,447.49

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、2018年12月14日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

３．第38期より連結計算書類を作成しておりますため、第37期の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 37 期 (2018年３月期)	第 38 期 (2019年３月期)	第 39 期 (2020年３月期)	第 40 期 (当事業年度) (2021年３月期)
売上高(千円)	806,880	617,130	592,980	592,200
経常利益(千円)	392,393	232,602	229,213	232,082
当期純利益(千円)	386,135	205,807	204,180	207,899
１株当たり当期純利益（円）	104.18	55.41	52.08	52.82
総資産(千円)	5,335,859	5,100,888	5,103,489	4,813,850
純資産(千円)	3,133,075	3,340,252	3,323,928	3,409,779
１株当たり純資産額（円）	845.28	855.04	846.64	865.07

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、2018年12月14日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
日本アジアグループ株式会社	4,024,446千円	54.40%	―

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（千円）	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
株式会社勝美住宅	15,000	100.00	住宅事業
住宅の横綱大和建設株式会社	15,000	100.00	住宅事業
株式会社明石住建	15,000	100.00	住宅事業
パル建設株式会社	15,000	100.00	住宅事業
株式会社Ｌａｂｏ	20,000	100.00	住宅事業

（注）当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社勝美住宅
特定完全子会社の住所	兵庫県明石市花園町２番地の２
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,252,069千円
当社の総資産額	4,813,850千円

⑷ 対処すべき課題

① 安全管理の強化

当社グループは、住宅請負をメインとした事業を行っており、現場の安全管理が重要であると認識しております。現場の安全管理を徹底するために、引き続き、安全担当者による現場の安全パトロールを実施し、安全に対する注意喚起を行っていくとともに、外注先に対しても月次で安全衛生協議会を開催し、現場の安全に万全を期してまいります。

② 品質管理の強化

当社グループは、「住生活産業として生み出した新たな価値により、地域や顧客に喜びや豊かさを供給する」という経営理念のもと、顧客に対し家づくり及び住宅取得のサポートを行っており、顧客の満足を第一と考えております。安心・安全な家づくりにより快適な住空間を提供することは、顧客満足度の向上に繋がることから、品質管理の強化・徹底は、当社グループの経営理念を実現するうえで、重要であると認識しております。引き続き、品質管理の強化を図るため、標準施工マニュアルの充実、専任スタッフによる検図及び第三者による検査を実施し一貫した品質管理に努めてまいります。

③ 営業エリアの拡大

当社グループは、兵庫県播磨地域周辺を中心とするエリアにおいて事業を展開しており、新たなエリアへの展開が今後の課題であると考えております。兵庫県播磨地域のブランドによる既存店舗周辺におけるサテライト型店舗の出店と「住空間設計 Ｌａｂｏ」ブランドによる新たな拠点開設により、営業エリアの拡大を図ってまいります。

さらに、M&Ａやアライアンス等も視野に入れ、検討することにより、既存エリアの深耕やエリア拡大を図ってまいります。

④ 顧客層の拡大

当社グループは、住宅請負において一次取得者層を顧客ターゲットとしておりますが、新設住宅着工戸数は緩やかに減少していくことが予測されていることから、今後は、顧客層に合わせた新商品の開発と商品バリエーションの打ち出し、また、株式会社Ｌａｂｏによる建替え需要の掘り起こし等を行うことにより、顧客層の拡大を図ってまいります。

さらに、新築戸建てだけではなく、デザインを基軸とする提案力を活かしたリフォーム事業の強化や、中大規模木造建築にも注力してまいります。

⑤　人材の確保と育成

当社グループの事業においては、専門的な知識や高いコミュニケーション能力が求められており、さらに、今後は事業規模の拡大に伴い、企画提案力や革新的なサービスを創出できる構想力を持つ人材確保の必要性が高まっていくと考えております。

以上のような人材ニーズに対応するため、個人の能力を最大限に活かすための適材適所の人員配置と、社内外の研修を通じた人材育成により、人材の確保と育成を推進してまいります。

⑥　コンプライアンス体制の強化・徹底

当社グループは、建設業法、建築士法及び宅地建物取引業法等の多くの法令の規制を受けており、これら法令等を遵守するためのコンプライアンス体制の強化を図ることは重要であると認識しております。このため、グループ各社にコンプライアンス担当責任者を置くとともに、リスク案件の報告及び対応を検討する場としてコンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催しております。今後も当該体制を継続していくとともに、引き続き、コンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

⑦　コーポレート・ガバナンスの充実

当社グループの継続的な発展と信頼性の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると認識しております。このため、当社グループは経営監督機能の強化に努め、強固な内部管理体制の構築を図り、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑧　ＳＤＧsの達成に向けた取り組み

当社グループは、「住生活産業として生み出した新たな価値により、地域や顧客に喜びや豊かさを供給する」という経営理念のもと、地域密着企業として地域社会の発展に貢献し、事業活動を通じて国連が提唱するＳＤＧs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを推進し、地域社会とともに持続的に成長していくことを目指してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

住宅請負、土地の販売、建売住宅の販売及び建築物の設計・施工管理

⑹ **主要な営業所**（2021年３月31日現在）

① 当社

本　　社	兵庫県明石市

② 子会社

株式会社勝美住宅	本社・西明石店（兵庫県明石市）、加古川店（兵庫県加古川市）、垂水店（神戸市垂水区）、姫路店（兵庫県姫路市）、大津出張所（兵庫県姫路市）
住宅の横綱大和建設株式会社	本社（兵庫県明石市）
株式会社明石住建	本社（兵庫県明石市）
パル建設株式会社	本社・明石店（兵庫県明石市）、加古川店（兵庫県加古川市）
株式会社Ｌａｂｏ	本社・本部事務所（兵庫県明石市）、加古川事務所（兵庫県加古川市）、西宮事務所（兵庫県西宮市）、茨木出張所（大阪府茨木市）

⑺ **使用人の状況**（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
134名	8名減

（注）使用人数は使用人兼務取締役を含む就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は使用人の100分の10未満であるため、記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	1名増	42.6歳	9.0年

（注）使用人数は使用人兼務取締役を含む就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は使用人の100分の10未満であるため、記載しておりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社山陰合同銀行	1,812,675千円
株式会社中国銀行	1,264,980千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	894,496千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　14,820,000株
② 発行済株式の総数　3,945,650株
③ 株主数　2,873名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本アジアグループ株式会社	2,142,550株	54.36%
吉田　知広	84,600株	2.15%
株式会社カナモリコーポレーション	53,100株	1.35%
ＫＨＣ従業員持株会	52,700株	1.34%
高橋　安彦	47,300株	1.20%
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	37,500株	0.95%
渡辺　喜夫	26,700株	0.68%
楠木　久一	26,100株	0.66%
善生　宏隆	26,000株	0.66%
酒巻　英雄	25,300株	0.64%

（注）持株比率は自己株式（4,027株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	19,600株	4名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告16頁に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

2020年7月28日に譲渡制限付株式報酬としての新株式発行を行ったことにより、発行済株式の総数は19,600株増加しております。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	清　見　義　明	－
代表取締役社長	渡　辺　喜　夫	－
取　締　役	青　木　　涉	経営企画部長
取　締　役	山　﨑　剛　史	経理部長兼財務部長
取　締　役	中　川　行　康	－
取　締　役	松　田　佳　紀	株式会社ＮＹＭＫ代表取締役 株式会社エーアイテイー社外取締役 株式会社ワコーパレット常務取締役
常勤監査役	黒　田　靖　文	株式会社勝美住宅監査役 住宅の横綱大和建設株式会社監査役 株式会社明石住建監査役 パル建設株式会社監査役 株式会社Ｌａｂｏ監査役
監　査　役	白　戸　　健	山田コンサルティンググループ株式会社シニアアドバイザー
監　査　役	畠　山　和　大	坂・畠山法律事務所代表弁護士

（注）１．取締役中川行康氏及び松田佳紀氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

２．監査役黒田靖文氏、白戸健氏及び畠山和大氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

３．社外監査役白戸健氏は、金融機関系のシンクタンク出身で、監査法人の顧問経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4．当事業年度中に退任した取締役は、次のとおりであります。

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
原　口　　勝	2020年６月24日	任期満了	財務部長
石　川　　馨	2020年６月24日	任期満了	－
石　川　慎　哉	2020年６月24日	任期満了	日本アジアグループ株式会社 財務部 部長 JAGシーベル株式会社 取締役 CFO JAGフォレスト株式会社 取締役

5．当社は、社外取締役中川行康氏及び松田佳紀氏、社外監査役白戸健氏及び畠山和大氏との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を、法令に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。

6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険より被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を塡補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は塡補されない等、一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料の全額を当社及び当社の子会社が負担しております。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ロ．業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度における業績指標の目標達成状況に応じた額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

ハ．非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として毎年、一定の時期に支給する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度とし、同制度の具体的な条件は取締役会において決定するものとする。

ニ．取締役の個人別の報酬等の額（基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額）及び取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬額及び報酬割合については、報酬委員会において当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準の検討を行い、取締役会決議に基づき具体的内容について委任を受けた代表取締役社長が最終的に、報酬委員会の答申内容を尊重し、毎年、業績等を勘案しながら適宜決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）及び対象員数（名）					
		基本報酬		業績連動報酬等		非金銭報酬等	
取締役 (うち 社外取締役)	65,693 (8,400)	48,708 (8,400)	8 (2)	10,500 (－)	4 (－)	6,485 (－)	6 (－)
監査役 (うち 社外監査役)	15,600 (15,600)	15,600 (15,600)	3 (3)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
合　　計 (うち 社外役員)	81,293 (24,000)	64,308 (24,000)	11 (5)	10,500 (－)	4 (－)	6,485 (－)	6 (－)

(注) 1．上表の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、2020年６月24日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（無報酬の取締役１名を除く。）を含んでいるためであります。

2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は521百万円であります。当該指標を選定した理由は、当該指標を当社連結業績の目標指標としているためであります。

4．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．⑴ ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5．取締役の報酬限度額は、2018年10月30日開催の臨時株主総会において上限年額150百万円（うち社外取締役20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名（うち、社外取締役２名）であります。
また、2018年12月29日開催の臨時株主総会において、取締役（社外取締役除く。以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬又は金額が将来の株価に連動する金銭報酬（以下「株式等関連報酬」という。）を支給することを決議いただいております。株式等関連報酬額は取締役の報酬限度額の内枠にて年額39百万円を上限として支給することとしております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、４名であります。

6．監査役の報酬限度額は、1999年11月30日開催の第18回定時株主総会において上限年額20百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名であります。

7．取締役会は、代表取締役社長渡辺喜夫氏に対し業務執行取締役の種類別の報酬額及び報酬割合について決定を委任しております。委任した理由は、業務執行取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

8．上記の「業績連動報酬等」の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役松田佳紀氏は、株式会社ＮＹＭＫの代表取締役、株式会社エーアイテイーの社外取締役及び株式会社ワコーパレットの常務取締役でありますが、各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

・監査役黒田靖文氏は、株式会社勝美住宅、住宅の横綱大和建設株式会社、株式会社明石住建、パル建設株式会社及び株式会社Ｌａｂｏの監査役でありますが、５社とも当社の100%子会社であります。

・監査役白戸健氏は、山田コンサルティンググループ株式会社のシニアアドバイザーでありますが、兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

・監査役畠山和大氏は、坂・畠山法律事務所の代表弁護士でありますが、兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役　中　川　行　康	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、経験豊富な経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っており、特に建築技術や不動産の専門的な立場から、当社の事業運営への適切な監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役　松　田　佳　紀	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、経験豊富な経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っており、特に当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外監査役　黒　田　靖　文	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会17回の全てに出席し、金融機関出身者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役　白　戸　　健	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会17回の全てに出席し、金融機関系のシンクタンク出身者としての専門知識及び経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役　畠　山　和　大	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会17回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

4．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

⑵ 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人より提示を受けた監査に要する業務時間及びその人員等を総合的に勘案して、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えており、内部統制システム構築に関する基本方針を定めております。その概要は以下のとおりであり、当該基本方針に基づいた体制の整備及び運用を行っております。

⑴ 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき、重要事項を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督する。

ロ．コンプライアンスを推進する体制として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

ハ．内部通報規程に基づき、社員等からの通報等を受け付ける窓口を当社グループ内部及び契約する外部機関に設置し、コンプライアンス体制の強化・充実を図る。

ニ．内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況等について、定期的に内部監査を実施する。

ホ．財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．文書等の保存、管理等に関する基本的事項を文書保存管理規程に定め、法令により義務付けられている重要な書類も含め各種書類の管理を行う。

ロ．株主総会議事録、取締役会議事録は適時適正に作成するとともに保管場所を定め取締役の職務の執行の証跡とする。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスクの範囲を明確にし、リスク管理を徹底するため、リスク管理規程を制定する。

・リスク管理を推進する体制として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会の決議に基づく職務執行については、社内規程に基づきその責任者及び権限等を定め、効率的かつ円滑な職務の執行が行われる体制を構築する。

ロ．適切かつ迅速な意思決定を可能にするために情報システムを整備する。

ハ．グループ全体及び各執行部門の経営活動を推進する上での重要事項を協議決定するために、経営会議を設置し、定期的に開催する。

ニ．原則として１か月に１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に係る意思決定を適時かつ適切に行う。これにより、その担当職務の効率化を図る。

④　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、子会社管理規程を制定し、相互の利益と事業発展を図る。

ロ．当社の代表取締役社長及び各部の部長、子会社の取締役、子会社の横断的な各部門統括責任者で構成される経営会議での協議により、当社グループにおける業務の適正を確保する。

ハ．当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社グループ全体を対象に内部監査を行う。

⑤　監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

イ．監査役の求めがある場合、代表取締役社長は監査役の職務を補助する使用人を選任する。

ロ．監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

⑥　当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

イ．当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他取締役が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに監査役に報告する。また、前述に関わらず監査役は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ロ．監査役に報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役が調査を必要とする場合には、内部監査室等に協力・補助を要請して、監査が効率的に行われる体制を構築する。

ロ．監査役と代表取締役社長は、相互の意思疎通を図るために定期的な意見交換を実施する。

ハ．監査役は、監査の実効性を確保するため、必要に応じて公認会計士及び弁護士等の社外専門家を活用することができる。

ニ．監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に必要でない場合を除き、速やかにその費用を支払う。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　取締役の職務の執行について

取締役会規程の定めにより定時取締役会を、また、必要に応じた臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行いました。

② リスク管理体制について

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を月１回開催し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を確認しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室において、代表取締役社長が承認した内部監査計画に基づき監査を実施いたしました。法令や当社規程に基づいた業務執行がなされているか等の監査結果が代表取締役社長へ報告され、是正措置が採られております。

④ 監査役の職務の執行について

監査役は、定時取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役の業務執行報告及び議案の審議・決議状況を監視し、必要に応じて意見陳述等を行いました。監査役会では、取締役会の運営内容の確認や各監査役との情報共有を図っております。また、内部監査室、会計監査人と連携し、取締役・その他使用人の執行状況を監査いたしました。

⑤ 任意の報酬委員会の設置について

2021年２月15日開催の取締役会において、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性及び客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置することを決議いたしました。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**12,489,804**	**流動負債**	**5,000,041**
現金及び預金	3,984,906	工事未払金	823,964
完成工事未収入金	776,854	1年内償還予定の社債	30,000
未成工事支出金	39,051	1年内返済予定の長期借入金	3,635,342
販売用不動産	5,839,998	未払法人税等	133,775
仕掛販売用不動産	1,420,106	未成工事受入金	40,935
原材料及び貯蔵品	10,150	賞与引当金	49,095
その他	419,962	役員賞与引当金	12,600
貸倒引当金	△1,224	完成工事補償引当金	11,525
固定資産	**2,292,010**	その他	262,803
有形固定資産	**1,946,262**	**固定負債**	**4,076,325**
建物及び構築物	954,668	長期借入金	3,882,442
土地	980,174	退職給付に係る負債	191,883
その他	11,420	その他	2,000
無形固定資産	**63,237**	**負債合計**	**9,076,366**
ソフトウエア	63,011	(純資産の部)	
その他	226	**株主資本**	**5,705,331**
投資その他の資産	**282,510**	資本金	465,251
投資有価証券	1,689	資本剰余金	954,807
繰延税金資産	134,660	利益剰余金	4,285,290
その他	185,457	自己株式	△18
貸倒引当金	△39,296	**その他の包括利益累計額**	**117**
		その他有価証券評価差額金	117
		純資産合計	**5,705,449**
資産合計	**14,781,815**	**負債純資産合計**	**14,781,815**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**11,632,122**
売上原価		**9,585,824**
売上総利益		**2,046,297**
販売費及び一般管理費		**1,524,734**
営業利益		**521,562**
営業外収益		
受取利息	225	
受取配当金	75	
貸倒引当金戻入額	3,270	
受取手数料	7,087	
助成金収入	18,664	
その他	11,132	40,456
営業外費用		
支払利息	60,464	
社債利息	1,389	
その他	7,701	69,555
経常利益		**492,463**
特別損失		
固定資産除却損	3,212	3,212
税金等調整前当期純利益		**489,251**
法人税、住民税及び事業税	169,466	
法人税等調整額	792	170,259
当期純利益		**318,991**
親会社株主に帰属する当期純利益		**318,991**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	459,499	949,055	4,099,939	△18	5,508,475
当連結会計年度変動額					
新株の発行	5,752	5,752			11,505
剰余金の配当			△133,640		△133,640
親会社株主に帰属する当期純利益			318,991		318,991
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	5,752	5,752	185,350	－	196,856
当連結会計年度末残高	465,251	954,807	4,285,290	△18	5,705,331

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△132	△132	5,508,342
当連結会計年度変動額			
新株の発行			11,505
剰余金の配当			△133,640
親会社株主に帰属する当期純利益			318,991
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	250	250	250
当連結会計年度変動額合計	250	250	197,106
当連結会計年度末残高	117	117	5,705,449

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**253,235**	**流動負債**	**583,891**
現金及び預金	210,342	1年内返済予定の長期借入金	536,404
前払費用	22,115	未払金	13,681
その他	20,777	未払費用	3,815
固定資産	**4,560,614**	未払法人税等	9,172
有形固定資産	**1,565,867**	預り金	2,328
建物	803,494	賞与引当金	7,989
構築物	7,082	役員賞与引当金	10,500
機械装置	719	**固定負債**	**820,180**
工具器具備品	1,772	長期借入金	798,429
土地	752,798	退職給付引当金	21,751
無形固定資産	**30,847**	**負債合計**	**1,404,071**
ソフトウエア	30,621	**(純資産の部)**	
その他	226	**株主資本**	**3,409,733**
投資その他の資産	**2,963,899**	**資本金**	**465,251**
投資有価証券	563	**資本剰余金**	**954,807**
関係会社株式	2,948,530	資本準備金	954,807
出資金	100	**利益剰余金**	**1,989,693**
繰延税金資産	13,710	利益準備金	4,753
その他	994	その他利益剰余金	1,984,939
		繰越利益剰余金	1,984,939
		自己株式	**△18**
		評価・換算差額等	**45**
		その他有価証券評価差額金	45
		純資産合計	**3,409,779**
資産合計	**4,813,850**	**負債純資産合計**	**4,813,850**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**592,200**
売上原価		**35,925**
売上総利益		**556,274**
販売費及び一般管理費		**306,903**
営業利益		**249,371**
営業外収益		
受取利息	1,802	
受取配当金	28	
受取手数料	72	
その他	6	1,909
営業外費用		
支払利息	15,847	
社債利息	414	
株式報酬費用消滅損	2,936	
その他	0	19,198
経常利益		**232,082**
特別損失		
固定資産除却損	1,191	1,191
税引前当期純利益		**230,890**
法人税、住民税及び事業税	24,789	
法人税等調整額	△1,799	22,990
当期純利益		**207,899**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	459,499	949,055	949,055	4,753	1,910,680	1,915,433	△18	3,323,969
当期変動額								
新株の発行	5,752	5,752	5,752					11,505
剰余金の配当					△133,640	△133,640		△133,640
当期純利益					207,899	207,899		207,899
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	5,752	5,752	5,752	－	74,259	74,259	－	85,764
当期末残高	465,251	954,807	954,807	4,753	1,984,939	1,989,693	△18	3,409,733

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△41	△41	3,323,928
当期変動額			
新株の発行			11,505
剰余金の配当			△133,640
当期純利益			207,899
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	86	86	86
当期変動額合計	86	86	85,850
当期末残高	45	45	3,409,779

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

株式会社ＫＨＣ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅　原　　隆　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千　足　幸　男　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＫＨＣの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＫＨＣ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

株式会社ＫＨＣ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅　原　　隆　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千　足　幸　男　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＫＨＣの2020年４月１日から2021年３月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社ＫＨＣ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　黒田靖文 ㊞

監査役（社外監査役）　白戸健 ㊞

監査役（社外監査役）　畠山和大 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第40期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。（2020年12月10日に中間配当金として１株につき10円を支払済でありますため、当期の配当金は１株につき30円となります。）

（１）　配当財産の種類
　　金銭といたします。

（２）　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金20円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は78,832,460円となります。

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月24日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	清見義明（きよみよしあき） (1963年4月17日生) 再任	1986年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2001年４月　アメリカンインターナショナルグループ株式会社 入社 2002年３月　マニュライフ生命保険株式会社 入社 2005年３月　日本アジアホールディングズ株式会社 入社 2008年４月　日本アジアグループ株式会社 取締役 2013年３月　日本アジアFAS株式会社 代表取締役 2014年５月　日本アジアグループ株式会社 入社 2015年６月　同社 取締役 2016年９月　JAGグリーン投資株式会社（現JAGフォレスト株式会社）代表取締役社長 2020年６月　当社 代表取締役会長（現任）	7,300株
	【取締役候補者とした理由】 2020年6月に当社代表取締役会長に就任以来、これまでに培った企業経営の見識や人脈、また、金融・財務・M＆Aなどに関する豊富な専門知識を活かし、他社とのアライアンスや既存事業の収益力の強化に尽力しております。 当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	渡辺喜夫（わたなべよしお） （1970年10月13日生） 再任	2002年１月　当社入社 2007年３月　株式会社Ｌａｂｏ 代表取締役社長（現任） 2008年６月　株式会社勝美住宅 取締役 2009年６月　当社 専務取締役 住宅の横綱大和建設株式会社 取締役 株式会社明石住建 取締役 パル建設株式会社 取締役 2011年６月　当社 代表取締役社長（現任） 株式会社勝美住宅 代表取締役社長（現任） 住宅の横綱大和建設株式会社 代表取締役社長（現任） 株式会社明石住建 代表取締役社長（現任） パル建設株式会社 代表取締役社長（現任）	26,700株
	【取締役候補者とした理由】 グループの技術部門を統括してきた経験を有しており、2009年の取締役就任以降は、事業会社ごとにコンセプトに沿った商品を展開するマルチブランド戦略を主導。グループ全体の競争力強化に努めてまいりました。2011年の代表取締役社長就任後は、強いリーダーシップを発揮し、企業風土改革に取り組むと共に、当社グループの経営戦略・マーケティング戦略の策定・実行に尽力しております。 当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>ふりがな
氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重　要　な　兼　職　の　状　況)</th><th>所　有　す　る
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>あおき　わたる
青　木　　渉
(1974年1月17日生)
再任</td><td>1999年４月　当社入社
2006年４月　株式会社Ｌａｂｏへ転籍
2009年12月　当社へ転籍 経営企画部
2017年７月　当社 経営企画部長
2020年６月　当社 取締役経営企画部長（現任）
株式会社勝美住宅 取締役（現任）</td><td>4,800株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
当社グループにおいて、経営計画を策定し、情報システムを統括する経営企画部門に長年在籍しており、現在は、取締役経営企画部長として、ＤＸの推進等に尽力しております。
当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>やまざき　たけし
山　﨑　剛　史
(1967年4月15日生)
再任</td><td>2016年11月　当社入社
2017年２月　当社 経理財務部経理課長
2017年７月　当社 経理部長
2020年６月　当社 取締役経理部長兼財務部長（現任）
株式会社勝美住宅 取締役（現任）
住宅の横綱大和建設株式会社 取締役（現任）
株式会社明石住建 取締役（現任）
パル建設株式会社 取締役（現任）
株式会社Ｌａｂｏ 取締役（現任）</td><td>4,900株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
長年にわたる経理財務部門での経験から、財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。現在は、取締役経理部長兼財務部長として、Ｍ＆Ａを含む財務戦略の策定に尽力しております。
当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	中川 行康（なかがわ ゆきやす） （1946年8月23日生） 再任 社外 独立	1969年４月 鹿島建設株式会社 入社 1994年６月 KAJIMA EUROPE Limited 副社長 2004年９月 鉄建建設株式会社入社 経営戦略本部建築本部部長 2007年４月 日本アジアランド株式会社入社 開発事業部長 2007年６月 同社 取締役開発事業部長 2008年６月 国際ランド＆ディベロップメント株式会社（現 JAG国際エナジー株式会社）取締役 2010年10月 日本アジアランド株式会社 代表取締役社長 2013年６月 国際ランド＆ディベロップメント株式会社（現 JAG国際エナジー株式会社）入社 2015年３月 株式会社グリーンデベロップメント 事業企画部長 2015年６月 国際ランド＆ディベロップメント株式会社（現 JAG国際エナジー株式会社）企画管理部顧問 2016年６月 当社 取締役 2017年６月 当社 社外取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大手ゼネコンの出身で、豊富な建築技術や不動産の知識と経営者としての幅広い見識を有し、専門的な視点から、これまで当社の事業運営への適切な監督・助言等をいただいております。 当社グループの持続的成長と企業価値向上、また、技術・品質管理等に関する有益な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、選任された場合は、報酬委員として役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	松田 佳紀（まつだ よしのり） （1960年11月９日生） 再任 社外 独立	1979年３月　上新電機株式会社 入社 2006年４月　株式会社マツヤデンキ 取締役COO 2006年９月　株式会社ぷれっそホールディングス 専務取締役兼COO 2007年６月　同社 代表取締役社長兼COO 株式会社マツヤデンキ 代表取締役社長 株式会社星電社 代表取締役 サトームセン株式会社 代表取締役 2012年４月　株式会社ヤマダ電機 執行役員副社長 2012年６月　同社 取締役副社長 2013年３月　エス・バイ・エル株式会社（現 株式会社ヤマダホームズ）代表執行役員社長代行 2013年５月　株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム（現 株式会社ヤマダホームズ）代表取締役社長 2015年６月　株式会社ＮＹＭＫ設立 代表取締役（現任） 2016年５月　株式会社エーアイテイー 社外取締役（現任） 2017年５月　株式会社ビジョンメガネ 代表取締役会長 2018年10月　株式会社ワコーパレット 常務取締役（現任） 2019年６月　当社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＮＹＭＫ 代表取締役 株式会社エーアイテイー 社外取締役 株式会社ワコーパレット 常務取締役	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小売業及び建設業の経営者を務めた経験等から、企業経営に関する豊富な経験と知見を有し、専門的な視点から、これまで取締役会において、建設的な意見等をいただいております。 当社グループの持続的成長と企業価値向上、また、店舗展開やM＆A等の経営判断を要する場面における適切な監督・助言等を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、選任された場合は、報酬委員として役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．各候補者の上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄には、当社の親会社である日本アジアグループ株式会社及びその子会社における、現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
３．中川行康氏及び松田佳紀氏は、社外取締役候補者であります。
４．中川行康氏及び松田佳紀氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって、中川行康氏が４年、松田佳紀氏が２年であります。
５．当社は、中川行康氏及び松田佳紀氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を、法令に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告15頁に記載のとおりであります。各候補者が当社取締役に再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
７．当社は、中川行康氏及び松田佳紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
杉本一成 (1959年10月24日生)	1982年４月　司法書士藤田事務所 入所 1983年７月　司法書士岡事務所 入所 2007年６月　株式会社勝美住宅 入社 2017年７月　同社 管理部長（現任）	－株
【補欠の監査役候補者とした理由】 長年にわたり中核子会社の管理部門での業務に従事し、豊富な業務経験・実績・見識を有していることから、適切な監査の実施に適任であると判断し、補欠の監査役候補者といたしました。		

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者の上記「略歴（重要な兼職の状況）」欄には、当社の親会社である日本アジアグループ株式会社の子会社における、現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。

３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告15頁に記載のとおりであります。候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2018年10月30日開催の臨時株主総会において、上限年額150百万円（うち社外取締役20百万円以内とする。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、2018年12月29日開催の臨時株主総会において、取締役（社外取締役除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬又は金額が将来の株価に連動する金銭報酬（以下「株式等関連報酬」という。）を支給することとし、これにより、対象取締役に支給する株式等関連報酬の総額は、取締役の報酬限度額の上限年額150百万円の内枠で年額39百万円を上限とすることをご承認いただいております。今般、2021年３月１日に会社法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、株式等関連報酬として導入された譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）に基づき、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数を年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と定めることにつき株主の皆様にご承認をお願いするものであります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、事業報告16頁に記載のとおりであります。）、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案して決定されており、相当であると考えております。

なお、現在の取締役は６名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「取締役６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は４名、社外取締役２名となります。

本制度の概要は以下のとおりとなります。

【本制度の概要】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式１株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又

は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より３年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了した時点で譲渡制限を解除する。また、譲渡制限期間中に、対象取締役が、当社又は当社子会社の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合（死亡による退任又は退職を含む）には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとし、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等承認日において、対象取締役の保有に係る本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

（3）無償取得事由

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（4）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会 場　ホテルキャッスルプラザ　３階 寿の間
兵庫県明石市松の内２丁目２番地　ＴＥＬ (078) 927－1111

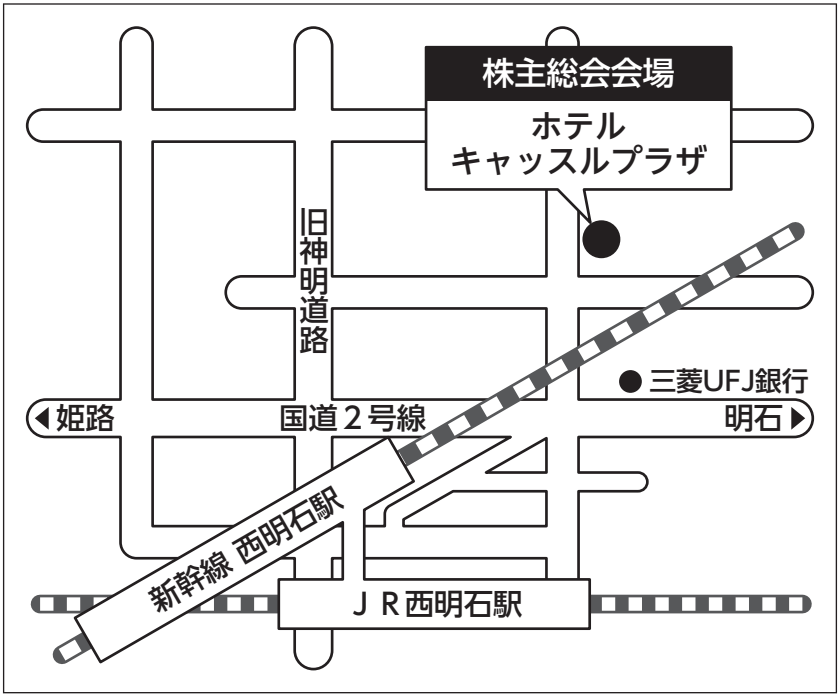

○交通のご案内
新幹線、在来線「西明石駅」より徒歩約３分
（在来線でお越しの方は東口よりお越しください。）
○駐車場について
駐車場は限りがございますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止について
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご出席はお控えいただき、書面（郵送）又はインターネットにより事前に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022337
VEGETABLE OIL INK
UD FONT